京都大学新聞
学生団体
京都大学新聞社
京都市左京区吉田東大構内
(761) 2054 直通
(753) 7531 (内線2571)
FAX (761) 6095
振替・京都2－3909
1部 100円

原理研追放確認

今年も原理研のNF企画認可されず

九月三十日午後六時十五分より、文学部第一講義室において、第三回京大十一月祭（NF）全学実行委員会が開催された。これは、統一協会の学生組織・「原理研究会」によって提出されて、「原理研とそれに関係する団体のNFからの追放決議」の取り消しを求める議案」を審議するために開催されることになったもの。

審議は二時間に及んだが、原理研側はあくまで追放理由を拒否。議論は平行線をたどり、最終的には例年とおり、圧倒的多数の挙手で原理研の追放が確認された。

今回、NF復帰を求めた原理研究会は、毎年その追放決議が一回目のNF全学実行委において再確認されている。七〇年のNFにおいて、全学実行委・大学当局に無断で機動隊を学内に導入したとして、学内自主活動を脅かした責任を問われ、真摯な自己批判を行なわないかぎり、NFからの追放が決議されたためだ。

ところが、今年の第一回実行委の場で原理研は、NF復帰を求めてきた。理由は、「原理研が現在までNFを追放されているとの理由は、原理研がNF実行委に無断で学内に警察を導入したためである」とされている。しかし、警察導入の犯人が原理研であるというのはあいまいな状況証拠のみによって特定されたこと。NF実行委ははっきりとした具体的証拠を提出するか、原理研のNF企画復帰を認めるべきである。

当日、この原理研の主張に対して、各学部中間実行委員長はじめとする出席者から、つぎつぎと反論が起こった。最初は「状況証拠」（註）の蓋然性についての指摘が続いたが、原理研側はあくまで「確たる証拠がない」と譲らなかった。

だが、原理研追放決議の理由は、警察導入のみならず、その後の警察に対する抗議行動への参加を拒んだためでもあったことが指摘されると、原理研・O委員長は答えに窮した。当時、「大学の自治に対する国家権力の介入を受け入れるような団体には、NFへの参加は認められない」と発言するに至ると、O氏が『京大学生新聞』の記者であったことを知る出席者たちの中から「ごまかすな」と怒号が巻き起こった。

結局、原理研側が「自己批判すべき事実はなかった」とNF実行委の要求をあくまで拒否したところで議論はすべて切られ、拍手によって「原理研のNF追放」の継続されることが確認された。

（註）現存する、原理研追放に関する事実関係の資料は、八八年のポックス棟焼失のため、七〇年の「NFニュース」一九・二〇号のみ。これによれば、事件はおおよそ以下のとおり。

――原理研の映画・講演会が当時の学内セクトによって、暴力的に妨害された。その直後、原理研の要請により、学内に、警察が侵入した。結果、緊急実行委は、妨害者集団を糾弾するとともに、勝手に警察を導入したことについて、原理研に自己批判を求めた。しかし、原理研は警察導入の事実を否定したうえで、警察に対する抗議声明への参加も拒否した。そこで、「権力の大学自治に対する介入を受け入れるような団体には、NFへの参加は認められない」ことを実行委は確認。以後、原理研は自己批判を行なうまでNFに参加できないこととなった。

研究室の虚実〈10〉

検証 東南ア研・矢野元教授問題

〔矢野氏の提訴をめぐって ①〕

報道機関に対する矢野氏の不可解な態度

矢野元教授と同氏の配偶者により起こされている訴訟一覧

① 昨年末に提出した辞表は「正常な判断能力を喪失した状況の下、（同僚に言われるままに）書かされた」もので無効だとして、文部大臣に「京大教授の地位確認」を求める行政訴訟。（三月八日）

② セクハラが存在したかのような「虚偽」の事実を、一月二十五日付の『京都新聞』に「公表」するなどされ名誉を傷つけられたとして、小野和子人文研教授に対して慰謝料を求めた訴訟。（三月十八日）

③ 元教授の配偶者が、京都弁護士会人権擁護委員会に人権救済を申し立てている甲野乙子氏（仮名）を相手どり、「虚構の申し立てにより著しく名誉を傷つけられた」として、慰謝料を求めた訴訟。（四月一日）

④ 甲野氏及びセンター女性職員有志の代理人である井口博弁護士に対し、「文部大臣へ送付した質問状は原告に対する誣告罪にも相当する不法行為であるとともに、『大学の自治』の一つでもある教員人事の自主決定権を侵害するものである」として、慰謝料を求めた訴訟。（四月五日）

「京大教授」の地位確認を求める行政訴訟から始まって、今までに、あわせて四つの訴訟が矢野暢元教授と同氏の配偶者により起こされている（左の一覧参照）。このうち、小野和子人文研教授を訴えた訴訟および井口博弁護士に対する訴訟については、東京高裁が、京都地裁への移送を認める決定を、それぞれ九月十三日付、九月十九日付で下している。このまま推移すると、地位確認を求める訴訟を除き、公判は（提訴の取り下げという事態にならない限り）いずれも京都で行われることになる見込みである。

今回からは、訴状やその背景の検討を通じて、事件と裁判の性格を考える。

小野教授の裁判を支援することを目的に、田端英子総合人間学部助教授ほか数名の京大関係者が呼びかけ人となって、「小野裁判連絡会」という支援組織が、先日結成された。この小野裁判連絡会が七月に作成した『資料 矢野事件』という冊子に、文部大臣に対する行政訴訟を除く三件の裁判の訴状が掲載されている。

さて、長期化が予想される裁判の中で、原告弁護側はいかにしてその正当性を主張しようとしているのであろうか。

＊はじめに――「被害者」は一人だけなのか

かつて矢野研究室で秘書として働いていた甲野乙子氏（仮名）が、アルバイトとして採用される前後にかけて矢野元教授に強姦された（連載第二回参照）と指摘している。

小野教授の裁判を支援することを目的に、田端英子総合人間学部助教授ほか数名の京大関係者が呼びかけ人となって、「小野裁判連絡会」という支援組織が、先日結成された。この小野裁判連絡会が七月に作成した『資料 矢野事件』という冊子に、文部大臣に対する行政訴訟を除く三件の裁判の訴状が掲載されている。

さて、長期化が予想される裁判の中で、原告弁護側はいかにしてその正当性を主張しようとしているのであろうか。

＊はじめに――「被害者」は一人だけなのか

かつて矢野研究室で秘書として働いていた甲野乙子氏（仮名）が、アルバイトとして採用される前後にかけて矢野元教授に強姦された（連載第二回参照）と指摘している。

疑惑の中には、矢野元教授本人が謝罪したものもふくまれている（連載第四回参照）。この点について、元教授は、同僚の教授が謝罪しろといったからと、『AERA』（二月二十八日号）誌上で語る。同様の反論が訴状にないのは、慰謝料請求の論拠としては一切不要だからということのようだが、裁判の過程では、当然ながら、議論の対象になることが予想される。

六月に、東京地裁が小野訴訟の京都地裁への移送を決定した際、矢野元教授はこれを不服として即時抗告をしている。証人尋問が予定される人として、東京地裁が、原告・被告本人の他に元秘書達や調査に当たった東南ア研の教官等をあげている点について、原告側は「類似の被害を受けたとする者の存在は何ら本件訴訟の争点に関係せず、相手方（＝小野教授）が真実性の立証をするためには、『甲野乙子』及び相手方が被害事実を聞いた女性助手のみで十分であるはずである（中略）自らの名誉毀損の『取材』を開始し、更に『レイプ疑惑』なるものの『取材』を開始し、更に『レイプ疑惑』なるものの『取材』を開始し、更に『レイプ疑惑』なるものの

京大新聞INTERVIEW

大学の講壇から「人権」を語ることの意味と無意味

インタビュー　池田浩士

ikeda hiroshi　京都大学総合人間学部教授（現代文明論）

いけだ・ひろし氏　1940年生まれ。京大総合人間学部教授。慶大大学院を経て、ほんの二、三年のつもりで68年に京大に着任。直後に京大闘争が始まり、そのあまりの面白さに（？）大学を辞めるに辞められなくなり、現在に至る。現代文明論担当。主な著書に、『ルカーチとこの時代』（平凡社）『抵抗者たち――反ナチス運動の記録』（軌跡社）『死刑の［昭和］史』（インパクト出版会）『ふぁっしょファッション』『文化の顔をした天皇制』『権力を笑う表現？――池田浩士虚構論集』（社会評論社）など。現在、『インパクション』編集委員を務め、同誌に『［海外進出文学］論・序説』を長期連載中。

新設講義『偏見・差別・人権』をめぐって

差別とか人権の問題というのは生意気な言い方をすればひとりの教官として、ひとりの学生として向き合うべきことだと僕は思う。

今年度から、京都大学の全学共通科目（教養科目）に『偏見・差別・人権』なる授業が登場した。講義要項によると、「人権をめぐる論議は、とかく道徳説教的な『かくあるべし』という規範の押しつけになりがちだが、この授業では、各教官それぞれの専門研究に根ざした独自の問題提起と考察とによって、（中略）受講者も講師もともにみずからの視線を新たにしていく喜びが共有できることをめざしたい」とのこと。

おりしも矢野元教授の性暴力事件を契機に、多くの人間の日常の感覚からはどこか離れたところのある言葉である「差別」や「人権」が、京大周辺においても「足元の問題」という視点から考察されつつあり、それには何らかの意義がありそうにも思える。また、現在差別をめぐる議論がマスコミを賑わせており、関心のある学生は多いであろう。「差別」や「人権」に関するもっともラディカルな議論に触れることができるかもしれない、という期待はあるに違いない。今年の受講者数は、415人であるという。（ただし、単位のとりやすさを期待したためという説もある）

このような授業が開講されることはたしかに好ましいことにも思えるのだが、しかしまた、大学の講義という形で語られる「人権」とはいったい何なのかという疑問は当然湧くであろう。井村総長がある会合において、「京大では『偏見・差別・人権』という講義を設置して人権問題に取り組んでいる」という趣旨の発言をしたという噂があり（「京大広報・九月十五日号」でも総長は同様の見解を示している）、この授業は大学当局の体外的政策のために作られただけなのだ、との声も上がっている。たしかに要項をよく見ると、この授業は「全学の責任において」開講されるそうで、毎年違う学部が講義を担当するという。いかにもそれらしい風ではないか。

果たして、この「知（あるいは痴、または恥？）の現場」である大学という場において、「人権」なるものはどのように語られ得るのか。その可能性と限界を探るため、今年度の講義担当者の一人、池田浩士氏に話をうかがった。

（編集部）

講義新設の背景

学生の側の主体性という問題も重要になってこざるを得ない。一見つまらなそうな講義の言葉の端からも自分の関心との接点が見つかるかもしれない。

――今年から『偏見・差別・人権』なる講義が出来ることになったわけですが、まずそのきっかけから。

池田　五年以上前から、学生や教官の間で大学が人権をテーマにした講義を設置すべきだという声があったんです。背景としては、学内に差別的な落書きが書かれたり、講義の中で無意識に差別的な言葉が語られてしまったということがあって、それは人権に関する授業がほとんどない大学だからこそ起こってしまったのかも知れない。だから、「人権問題を正面から見据えた授業を開くべきだ」という要求が学生からずっと出され続けていた。その要求に答えるために、同和問題委員会は総長から諮問を受けて、かなり前から人権に関わる授業の開設を検討してきました。開設するべきだという答申は三年前に総長に出されています。僕はようやくそのところから委員になったので、こうした長年にわたる作業については知識として知っているだけで、何もかかわっていません。とにかく、その答申を受けて各部局長会議や全学のカリキュラム検討委員会が準備を進めてきて、それでようやく今年度の開講ということですね。

――開講の基本理念は。

池田　今まで例えば教育学部では、社会教育といった事実上人権をテーマにしたカリキュラムがあったんだけど、それは結局教育学の枠内のものであったり、教職をとる関係上のものであったりしたわけです。しかし、人権とはいわゆる「文科系」・「理科系」を問わず全ての学問に関わる基本的な問題であるということから、特定の部局が個別に授業をやるのではなく、全学の責任において実施するべきだという共通の認識があった。ただ、そこで漠然と全学で責任をとるといっても、どの教室を使うか、誰が担当者を選ぶかといったことを含む運営面での責任部局が必要となってくる。それがどこかに偏るのは良くないので、一年交替で持ちまわりにすることになりました。今年度は総合人間学部で、来年度は理学部です。

――講義を担当する教官の人選はどのように行なったのですか。

池田　今年は総合人間学部が担当になっていたので、同学部の教務担当の委員会の中の、人権授業のプログラムを組む小委員会に、同和問題委員である僕も参加して考えました。この授業は今年度は七人の担当者がリレー講義をするということになっているんだけども、今年は総合人間学部が責任部局なので、総合人間学部のスタッフが多くなっています。これは必ずしも毎年同じようになるとは限りませんが。

「人権授業」の欺瞞性

――例えば他の私立大で、人権に関する講義がアンケートで最も人気がなかったということを聞いたことがありますけれど。

池田　一般的に関西で高校までの課程を終えてきた人なら体験として知っているでしょうけど、いわゆる同和授業はむしろ差別を助長する結果に終わっているという批判がなありましたよね。差別が悪いということは基本的には誰にも反対できないことなんだから、差別はいけないとか人権を守りましょうなどと言うだけだとすれば何の意味もないわけです。それなのに、こうすべきであるという形で頭ごなしに行なわれる、差別の現実と具体的に向き合わうとしない授業の欺瞞に高校生たちは当然気づきますよね。で、それを言う教師は日常では生徒にたいして抑圧的だったり、女子生徒や女性教員、事務員にたいして差別的だったりする。そのように、現実の人間関係の中で人権や平等といった考えが生かされないのに、同和授業の中でだけそういったものが押しつけられるというのは最大の抑圧だし、大きな欺瞞だと思う。道徳と同様に、人権も学校という場で扱われるとき、そういう機能を果たしがちですよね。

この大学で始まった講義もそういったものになる可能性を十分に持っていて、そういうアリバイ的なものだったら僕はむしろやらない方がいいと思う。これは多くの教官が――学生のことは言わないとしても――いだいている思いでしょう。この講義がそうならないためにはどうしたらいいかというのは、かなり深刻な問題だと思うんですよね。

――そういう認識は担当教官全員が一同に会する機会を持っていないんです。本当はそれをやった方がいいのかもしれないけれど、でも一年間の反省として意見を交わすときまでは、やらない方がいいのかなという気もする。下手に統一見解のようなものを作って講義に取り組むことは望ましくないと思うんです。つまりさっきの例で言えば、共通の認識というものに縛られていて実際にはなんの血も通っていない同和教育の授業の欺瞞ということにもつながるわけだから。

差別とか人権の問題というのは、生意気な言い方をすれば、ひとりの人間として身をさらすべき問題だと思う。もちろん被差別者が自分たちの権利を獲得し自分自身を解放するために運動というかたちをとるのは当然ですが、われわれ自身は、ひとりの教官として、ひとりの学生として向き合うべきことだと僕は思う。だからむしろ、教官自身にとっては、この講義にそういう統一見解のようなものがないというのは逆に非常につらいことだと思うけれど、しかしそういうところに身をさらすところから始めなければいけない、と僕は個人的に思うんです。

現場と研究者の間の距離

――ただし、教官の間に共通認識が全くないというのも問題だと思うんです。というのは、例えば一人目の方の講義はあまりにも学術的なところに留まっていて、ユダヤ人が差別されてきた歴史を滔々と語って終わってしまった。それじゃあ、ユダヤ人が差別されてなんで悪いのかということも何もわからない。共通認識として一応何か、例えば現実の差別に向き合う姿勢というようなものがあった方がいいようにも思ったんですが。

（注）「なぜ『差別はいけない』のか。いずれにしろ、この問のこたえはむつかしい。もし差別に反対する者のこたえが、人間中心主義とか、日本国憲法とかいったタテマエ言葉でしかないならば、『差別はいけない』とするのがタテマエ言葉になったのは当然の帰結ということになる。」（塩見鮮一郎『言語と差別』）

池田　僕はその講義を実際に聞いてないからとやかく言うことのできる問題ではないんだけど、ただ一般論として言うと、非常にアクチュアルな、すぐに取り組んで何かしなければいけない問題に関してでも、ある場合には遠回りをすることがすごく大事なんですよね。だから、その講義がただの歴史の研究、つまり過去を過去として研究するものに過ぎないのではないかと受け取られかねないものであったとしても、もしかすると現在われわれが意識していない問題を遠い所から照らしだすということはあり得る。そしてまた、そういうものが必要な場合がある。

例えば被差別部落の問題に関してでも、やっぱり具体的な歴史の掘り起こしっていうのはものすごく重要でしょ。京都なら京都に限定してもね、これは師岡佑行さんたちの部落史研究所がすぐれた研究をやっておられるけども、江戸時代から明治時代に移って行くときに具体的に京都の被差別部落がどういう変貌を遂げてきたかっていう歴史の研究は、具体的な個々の被差別部落の人々が現在直面している問題と直接関わらないことのほうがむしろ多いかもしれない。だけれども、歴史の掘り起こしというのは、明治のいわゆる解放令以後百三十年も経っているのに、なぜ今も部落の人たちがこのような状態におかれていて、何が今まで足りなかったから差別が解決されていないのかってことを考える上で、これ非常に遠い連想というかもっていうのもので、どうしても不可欠だし、ある場合には、いわば遠い連想を媒介にして現実と不可分につながってきてしまうわけです。

だから、聞いている学生の側の主体性の問題というのも重要になってこざるをえない。例えばあなたの側に強烈な問題意識があったときには、もしかすると非常に歴史的な学問的なことを言っているかに見える講義の中のほんの小さな言葉の端からも、自分の関心との接点が見つかるかもしれない。教官の方の責任をぬきにして、学生のほうの責任だなんて言っているわけじゃないけれど、やはりこれはおさえておかなければならないことでしょう。現に僕は、あのユダヤ人差別についての講義がとても面白かったという感想を、数人の学生から聞いています。そもそも、中国にユダヤ人居住区があったなんて知らなかったし、日本とアジアとのかかわりを考えるときにもこのことは大切だと思う、というような感想だった。

もちろん、時間というものには制限があるから、苦しんでいる人は一刻も早く苦しみを終えなければならない。悠長なことはやってられないですよね。だから研究っていうのは、現場にすぐに返るっていうか、現場との緊張の中でしかできない、またしてはいけないという風に僕は個人的にはかなりそう思っている部分があるんです。だけど一方そういう風にすると、これは僕の講義のときにきちんと話をしなければいけないんですけど、現実のなかで運動をしている人たちと同じものの見方、同じものの考え方に自分をそわせてしまうことがあるんです。これは絶対にウソだと思うんですよね。研究者というのは、いま現実に差別されていてそこから自分を解放しようとしている人とは社会的な位置が違うんです。例えば被差別部落出身の研究者はいるけれど、でもやっぱり違う。研究者はたかが研究者なんです。逆に言うと、研究者は被差別者が持っていない特権をいっぱい持っている。だから、あたかも自分が特権のない差別されている人たちと同じ地平で彼らと共闘してるんですという思い込みっていうのは、僕は最悪だと思うのね。差別されている人たちが今日解決しなければならない焦眉の問題と向き合っているがゆえに、問題にさえもできない問題っていうのがある。そういうものが、研究者のやるべきテーマなんだと思う。

そういう意味で言うと、現場から離れていることによって、あるいは現場で焦眉のテーマとなっていることがらに直接ふれないからといって、研究者・学生の営みに意味がないということは決してないんですね。ただ、古い歴史をやっているとしても、いま差別されている人たちの苦しみとか思いといったものを常に自分の中に受けとめるということは、もう絶対になければならないことだけれど。それがあるかどうかという疑問は、もしかすると講義を聞いて感じてしまうことがあるかもしれない。その時は、当然教官に対してその疑問をぶつけていくということがやっぱり必要だと思う。で、僕はたぶん『偏見・差別・人権』に登場してくる教官の人たちにはそういう覚悟があると思っている。自分が研究者としてやってることと現実との間にどのくらい距離があるかっていうのが明らかになってしまうという、そういう覚悟ね。

――でも、学生のほうに問題意識がない場合、そういう学生を引き付けるためには、単位のとりやすさじゃないとしたら、例えば、アクチュアルな差別の実態を知らせるような形の方がいいとも言えるのでは。

池田　その必要もたしかにあるけど、それは個々の教官が考えるべき問題だと思う。

教官側の責任　学生側の責任

――この講義の七人の担当教官は、強制的に、例えば各部局なり各講座なりから一人ずつという形で割り振られたわけではないんですか。そうだとすると、高校までの同和教育がアリバイ的であるということをおっしゃられたわけですが、この講義も同じ弊に陥ってしまう可能性は高いのではないでしょうか。

池田　ああ、それは全く違います。この人選に関しては、ね、見てもらえばわかるとおり、むしろかなり偏っているんです。各講座とか各学部の責任者とかをいっさい経由しないで、出講の依頼交渉は直接本人にしました。それで、理科系の人があまりいないじゃないかっていう意見はあると思うんだけど、来年の責任部局が理学部だから、来年度以後に理科系の人のウェイトがきくなる可能性は高い。そのことが前提になった人選でもあるんです。そして、その後の責任部局は文系・理系・文系・理系という風に一年ごとに交替で担当することになっているんです。

――ただ、一年ごとに責任部局が持ち回りというのは、それこそ強制労働的なものではないんでしょうか。

池田　それぞれの学部が必ずしも同じ熱意で取り組むことになるとは限らないのは確かで、そうするとどこかで人権授業は今年も続いてますって、京大はちゃんと人権問題に取り組んでいるんですというアリバイになってしまいますよね。それは教官の側の責任というのも当然ある。しかし、これは僕が言うのは無責任だしね、また非難的に聞こえるかもしれないけれど、もうとっては単位のとりやすさのせいで、人権授業に学生が殺到するようになった場合にそうなると思うんですよね、やっぱり。もちろん、単位がとりやすいかどうかなんて、始まったばかりで今からわかりっこないわけですが。で、いずれにせよそれは相互関係で、内容が充実していなければそうなるわけですよね。たとえ受講者がうんと減っても、その中にものすごい緊張関係のある授業が行なわれる空間ができればいい。受講生がこみたいに、といっても今の人たちを軽蔑するわけじゃないけど、非常に多い場合でも、それがたった単位をとるために座っているとかいうことであれば、これはもう今年かからでもマンネリ化するということだと思うんだけれど。

――その単位のことなども関わってくるんですけれども、この講義ではレポートを課してそれを採点するということなんですが、レポートっていうのは普通の場合、教官が言ったことなり何なりを自分が調べたりして、何らかの正しいことを、自分なりに組み立てた正しいことってのを書くものですよね。そして、それを教官の正しさの基準の中で評価するっていうものですよね。この講義でも、そのように教官たちの専門性の枠内で評価できるようなものを評価の対象にするということなんでしょうか。

池田　難しいですね、これは。いまいわれたのは、この授業の根底にかかわる問題で…。

――要するに、道徳説教じゃないというのはわかるんですよ。だけどそれは、具体的に肯定形で言うとどういうものなんですか。

池田　それはもうちょっと通って考えると、果たして教官の側がこの授業科目について、レポートに点数をつけることが可能かどうか、つまり教官にその権限や能力があるのかどうかっていう基本的な問題があると思う。しかも、レポートに正しい答えなるものを書いたからといって、それがいい点数になるというものでは全くないと思う。これは僕の個人的な思いですけれども、もしも充実した、高く評価され得るレポートってものがあるとしたら、それはやはりそのレポートを提出した学生が、人権という様々な側面からアプローチできるテーマに対してどれだけ自分自身の目を変えて行きつつあるか、ある新しい現実の中で、いままで自分が意識しなかった差別なり人権が置かれている位置なりというものを、そのレポートの中で、あるいは厚かましくもこの授業を通じて言ってもいいんですけど、どれだけ発見して、それと真っ正面から向かいあっているかっていうのが表現されているレポートというのが、良いものといえるのではないか。で、まず一つの問題は、それに点数をつけるという形が果たしてあり得るのかどうかっていうこと。百点満点で九十七点か七十六点かなんてさ、そういうことができるのかどうか。それからもう一つは、教官が指摘した問題より視点なりというものを学生がどれだけ理解したかということも、じつはレポートの良し悪しには関係ないと思うのね。つまり、今度は逆に、それを読むことによって、教官が授業のときにうち気がついていなかったことを改めて発見するようなレポートというのは、教

（3面につづく）

『偏見・差別・人権』'94年度 講義スケジュール

●小岸　昭（総合人間学部 教授）	「ユダヤ人はなぜ差別されるのか？」	4月～5月
●田邊玲子（総合人間学部 助教授）	「〈性〉を軸に見る〈人権〉」	5月～6月
●安藤仁介（法学研究科 教授）	「人権の国際的保障」	6月
●池田浩士（総合人間学部 教授）	「現代社会の〈棄民〉たち―出稼ぎ・移民・寄せ場」	7月、10月
○村井潤一（人間環境学研究科 教授）	「障害者の生きる場を拡げる」	10月～11月
○上杉孝實（教育学部 教授）	「社会教育と人権」	11月～12月
○山下俊幸（医学部付属病院 助手）	「医療と人権」	12月～1月

●は10月現在終了している講義

※評価については、7人の教官がそれぞれレポートを課し、そのうちの4つを提出。

京大新聞
11月祭企画
岩見隆夫
（毎日新聞編集顧問）
「現代政治を斬る！」
11月22日2時より
法経1番教室にて
乞う御期待！
京都大学新聞社

INFORMATION

▼ワン・ワールド・フェスティバル94

「ワン・ワールド・フェスティバル」は、みんなが共に生きる世界をつくるために、一人ひとりができることを考えよう、という国際協力のお祭りです。

日時　十月十六日（日）午前十時～午後四時。（雨天決行）
場所　大阪城公園・太陽の広場（JR環状線・大阪城公園駅下車）
入場無料
内容　ワン・ワールド・ライブ……石田長生（ギタリスト）、ザウンド・システム（レゲエバンド）ほか。国際協力世界一周ウルトラクイズ。トーク「国際貢献／ものから人へ！」。パネルディスカッション「国際協力徹底討論！」。パネル展示（NGO大集合・ODAパネル展・青年海外協力隊パネル展・子ども権利条約パネル展・アジアちびっこ画伯展・地球貢献企業展）。第三世界ショップ、フリーマーケットほか。
主催　ワン・ワールド・フェスティバル94実行委／国際協力事業団／（財）大阪国際交流センター／関西経済連合会／大阪商工会議所／海外経済協力基金／連合大阪ほか。
運営　運営委員会／アジア協会アジア友の会／アムネスティ・インターナショナル関西／大阪YMCA／大阪YWCA／国際子ども権利センター／青年海外協力隊大阪府OB会／とよなか国際交流協会／日本ユニセフ協会関西ほか。
問合せ先　関西国際交流団体協議会（〇六―七三一―〇二五六）（ハ）

きょうだい・しんぶん
編集員
カメラマン
募集中！
京都大学新聞
京大サクセスブック
卒業アルバム YEAR BOOK
入学アルバム FRESH BOOK
京都大学新聞社
京都市左京区吉田京大西部構内
TEL 075(761)2054
FAX 075(761)6095

地球・自然・人間
を見つめる
情報ステーション
あーす書房
10坪の中に未来がある
京都市左京区田中門前町96番地の2
TEL(075)721-3619
FAX(075)723-7004

ある一学生の記

大学の講義に知識と単位以外のものを求めるなんて、全くバカバカしい

さて、新設されて間もないこの講義、学生はどのような受け取り方をしているのだろうか。その一端を知るため、我々は講義室に潜入、聴講していた学生の一人O氏（経済学部一回生）に寄稿をお願いした。（編集部）

『偏見・差別・人権』というものものしい名前の講義がある。名前のキツさと、教官に有名人の名前が結構多く挙がっているという、ある意味ミーハーな気分で受講届けを出してみた。別に、差別の問題とか人権問題とか呼ばれるものに特別関心があったわけではない。大体、僕はずっと関西の公立校に通っていたから、人権教育なんてものにはとことんうんざりさせられてきている。ひたすらクサイか暗い映画に纏わる部の人権講話。そんなものに浸ってきたから、はっきりいってこんな講義をどうせ思ったことすら、奇跡に近いものがある。それ以来、僕にしてはかなり高い出席率で講義に出ている。とはいえ、前より差別問題や人権問題に意識をもつようになったかというと、そんなことは決してない。確かに、それ以前は人権教育なんて言葉を聞くだけで嫌な顔をしてきたから、それに比べるとかなりよい反応であるとは思うのだが。

さて、この『偏見・差別・人権』、前期ではどんなことをやったかというと、扱ったトピックは四つで、小崎昭、田辺玲子、安藤仁介、池田浩士の四人が教壇に立った。小崎昭はユダヤ人の話で、ドイツでのユダヤ人迫害の話以外に、中国にいるユダヤ人の話を多くとりあげていた。講義の最後に、中国旅行のスライドを見せられたのにはまいった。田辺玲子は、女性問題について。男性・女性に生まれて得したこと・損したことやポルノに関するアンケートをとり、全員の回答を一覧にして配った。このアンケートは面白いものであった。安藤仁介はというと、淡々と国際人権保障の制度について語っていた。それから、この講義の主役格ともある池田浩士で

この講義にからみついている様々な思惑や期待の醜悪さ

あるが、彼は滑稽展開拓団の話を皮切りに、さすがに熱っぽく語っていた。講義は全体的に、トピックであったり事実の説明のようなものが多く、特に差別がどうのこうのとか、人権とは何ぞやとかいう話はなく、問題意識をおおうようなことはほとんどなかったのである。

別にこの講義によって問題意識が高められなかったからといって、講義内容そのものにいちゃもんをつけようとかそういうことでは決してない。むしろ講義は、わりと面白い方だと思う。教官も、研究第一主義で講義を手抜きするようなこともなく、熱意をもってやっていると評価してもよいと思う。ただ、この講義の存在によって、大学当局が人権教育にとりくんでいるという評価を与えられるのだとしたらこんな気にくわないことはないということだ。

この『偏見・差別・人権』という講義は、学内の人権・差別問題の解決のための方策として始められたものらしい。講義を作れればそれで解決すると思っているあたり、あまりに短絡的なのだけれど、それは講義の力に対して過大妄想においているか、それともはじめから人権問題なんか相手にする気がないからきも、この講義の存在を大学当局の言い訳に使われたりすることもあるのではないか。そんなものだったら、いっそない方が良かったということになる。

それにしても、この講義をうとしているか、そういうことになるだろう。熱心に講義をしている教官方は、悪いけどはっきりいってそういう熱意を体よく利用されているんじゃないかろうか。大学当局の「人権問題にとりくんでいます」という姿勢をこういう形で見せつけられ、結局かんじんの問題の元の木阿弥ではどうしようもない。もしかしたら、なにか本当に問題があったとしても、この講義の存在を大学当局の言い訳に使われたりすることもあるのではないか。そんなものだったら、いっそない方が良かったということになる。

それにしても、この講義をつくることがアリバイに使えるのは、それで納得する人間がいるからで、そういう問題をますます始末におえない。講義で何もかも教えることなんてできるはずもないだろう。得られるものがあるとしたら、それは知識ぐらいだろう。人間性に関わる部分まで、授業で得られると期待するなんていうのは、講義なんかで得ることができるものだろうか。全く、大学というか学校というものが過ぎるこの醜悪さ。

この講義からみついている様々な思惑や期待といったものは、全くもって醜悪に思える。からみすぎて、鉛の部分である講義をダメにしてやしまいかと心配だ。もっと、この講義を「人権問題への意識」とかから自由にしてもらいたいものだ。僕は、このトピックが何気なしに聞いてて結構気に入っているし、「真剣な問題意識を持っている」人たちの中にも、有用な知識を得たと言っている人がいるそうではないか。そして、この講義を「大学の人権への取り組み」云々からも自由にしてほしい。そして、もっと純粋に知的好奇心を満たしてくれるものにしてくれればよいと思う。大学の講義なんて、その程度のものでよいのではないかねぇ。

『偏見・差別・人権』をめぐって

池田浩士インタビュー

全共闘のころに単位制解体という運動がありましたけどね、あれは僕はいまでもホント正しいと（笑）。

（2面より）

官にとってすごく良いレポートだと思うんです。そういう場合は、教官の方が試される側なんだよね。

だから、「人権」というものに正面から向かい合うと、大学のいまの単位制なり成績評価なのランクづけなり、そういうもの、当たり前だといわれている構造そのものが問われざるを得ないんです。そう僕は思ってんです（笑）。実はね、まあ、ずっと昔、全共闘のころに単位制解体という運動がありましたけどね、あれは僕はいまでもホント正しいと（笑）。こんなこと同和問題委員として言うと非常に差し障りがあるかもしれないんですが、個人としてはね（笑）。

――まあ、教官さんからみればそりゃ、単位っていうのは唯一の権力なので、ぜひ有効につかってほしい（笑）と思うんですよ。

池田　みなさんとしても、単位っていうものをとることは非常に重要だから、有効にとってほしい（笑）。

部落問題が今年はない理由

――今年度の授業科目のなかに同和問題が入っていないわけですけれども、それは…。

池田　ああ、これはね、正直言って今年ふさわしい担当者を見つけることができなかったんです。というのは、この京大には研究テーマとして被差別部落の歴史や現実と向き合ってこられた方が何人かいらっしゃったんだけど、定年で辞めてしまわれたんです。もちろん、若い研究者の人はいるんですけど、彼に責任を押しつけるという形にはしたくなかった。これは別に権威主義的に若い人だからダメっていう意味じゃないんですよ。教授・助教授が山ほどいるんだからね。

それからもう二つは、原則的に学外の人に頼むことはしないということが、当初から確認されている。この大学にはそれこそ掃いて捨てるほど教官なんてのはいるんだから、責任持ってやるべきだということです。そういう了解が共通認識としてある。ただし、例えば僕なら僕が担当したときに、学外の人を呼んで授業に参加してもらうというのはあり得る。それは今年ある担当者の方がすでに具体的に計画しておられます。

そういうことで、今年は部落差別の問題を一つのテーマとして設定することを諦めたんです。それで、もし来年同和問題委員会なり今年の担当者なりが人選に関して相談を受けるような場合、僕は部落差別の問題はぜひやってくださいという意見は言いたいと思っています。同和問題委員会における人権問題の一番象徴的なものとして捉えてきているんだから、やっぱりここにないのはおかしいと思っているわけ。だけど、今年はそういう理由でできなかったんです。

――ただ、同和問題は非常に難しいですよね。まあ歴史という迂回路以外の正攻法っていうのは、たぶんいまの段階ではできないと思うんですけれども。

池田　そうですね。だけど、難しいから今年避けたっていうことじゃない。これは、避けたらまた来年もなんていしかできないんだから（苦笑）。

当局が差別落書きの「責任」をとる？

――ちょっと話は変わるんですが、差別落書きが今回の人権に関する授業開設のきっかけになったということなんですけれども、落書きが書かれたことに対して、公的な機関である大学が責任を持つべきなのかどうか、という気がするんですが。というのは、やっぱり落書きというのは私的なものだと思うんですよね。それを公的なものが責任を持つということは、例えばトイレの落書の次元で言えば、落書きを一切排除していくという方向で動いていくと思うんじゃないかなという気はするんですけれど。

池田　僕はいまあなたが言われたのとほちょっとスレたところで、落書き問題というのは思うところがいくつかあるんですよね。それはね、ついさきごろ大学は時計台前の地面の敷石に書かれた落書きに対して、警察に被害届けを出しましたね、ということは事実上、警察に対して学生を引渡したわけだよね。そのように落書きなるものに対して神経質であり、管理者としての責任なるものを果たそうとする大学が、例えば便所の中であれ何であれ、人を殺す可能性を持っている差別語が落書きされた時には、それを放置するとしたら、いったいどういうことか。時計台前の落書きは人を殺すことは絶対にないですよ。だから、僕は二つの落書きを比べたときにますますそういうことを考えてしまうんだけど、でもしかしたらあなたがいま言われたことは、もっと大事な問題を含んでいるかもしれない。

落書きっていうのは、書いた人間が責任を負うべき問題だと僕も思う。僕もあんまり便所の中に落書きをする趣味はないのでね（笑）。だからその通りなんだけれど、ただ問題なのは、大学の中で差別的な落書きが出てくるということは、学生の中か、あるいは学生でないかもしれないけどね、学生の中のほんの一握りだとしても、他者を傷つけることによって自分の鬱屈した気持ちを解放するという、そういう心の動きを持ってしまっている人間が存在しているということですよね。僕は教育っていうのは万能じゃないし、大学が一人一人の学生に対して一切の責任を持つなんてことは決してありえないことだと思うけど、そのような心の動きを持ってしまう鬱屈気を大学が作り出しているとしたら、それはやはり大学の責任だと思う。そういう意味での「管理責任」はやっぱり問われるべきだと思うのね。で、それはもしかしたら、落書きとかポスターのベタ貼りとかを取り締まることによって、そういう鬱屈気を作り出しているのかもしれないし、と僕は思っているのもしれない。と僕は思っています。これはナチス時代や戦前の日本を見ればすぐわかることですね。ナチスの「第三帝国」は「清潔な帝国」と呼ばれている。いまの日本もそうだけど（笑）。管理を強化すると、管理された人間は自分の鬱屈した気持ちを、さらに困難な位置にいる人たちに対して爆発させることができないんだろうね。だから、大学の中に差別落書きがあるということは、それは大学の空気が管理的なんだということになると思うんだよね。

「差別語」問題の困難

――現在、「差別語」をめぐる問題について論議が起こっていますが、それについてはどう思いますか。

池田　どう言ったらいいかな、いわゆる差別語を避けたり言いかえたりすること、当たり前のやり方なんと考えることには、僕はもちろん基本的に反対です。差別の現実がある社会の中でそれと向かい合うときに、差別語といわれるものを避けることはほとんどできないわけ。それは言い換えすぎないし、差別の現実があたかもないかのようにしてしまう結果になりかねない。だから、「差別語」といわれているものの、つまり現実に差別を受けている人たちを指したり、あるいはその人たちのあり方を表現したりする言葉は、差別と向きあうときに別の言葉で言いかえるのではなく、僕は原則的に使って行くべきだと思っている。だけど、それを文脈の中で捉えれば、本当に差別的な意図をもって使われているのかどうかはわかるはずだ、という議論にも、僕は賛成しないんです。

たしかに理屈としてはそうなのね。例えば何か差別語を発したときに、その差別語が本当に被差別者をおとしめたり、差別を拡大したりする意図をもって使われているのかどうかっていうのはね、これはその文脈を読めばわかるんだよ、たいがいの場合。しかし、だからといって差別語避けるのはナンセンスだとか、差別語はどんどん使っていくべきだと言うことはできないと思う。なぜかっていうと、差別語というのが、当初から確認されている。この大学にはそれこそ掃いて捨てるほど教官なんてのはいるんだから、責任持ってやるべきだということです。そういう了解が共通認識としてある。ただし、例えば僕なら僕が担当したときに、学外の人を呼んで授業に参加してもらうというのはあり得る。それは今年ある担当者の方がすでに具体的に計画しておられます。

そういうことで、今年は部落差別の問題を一つのテーマとして設定することを諦めたんです。それで、もし来年同和問題委員会なり今年の担当者なりが人選に関して相談を受けるような場合、僕は部落差別の問題はぜひやってくださいという意見は言いたいと思っています。同和問題委員会における人権問題の一番象徴的なものとして捉えてきているんだから、やっぱりここにないのはおかしいと思っているわけ。だけど、今年はそういう理由でできなかったんです。

――ただ、同和問題は非常に難しいですよね。まあ歴史という迂回路以外の正攻法っていうのは、たぶんいまの段階ではできないと思うんですけれども。

池田　そうですね。だけど、難しいから今年避けたっていうことじゃない。これは、避けたらまた来年もなんていしかできないんだから（苦笑）。

当局が差別落書きの「責任」をとる？

――ちょっと話は変わるんですが、差別落書きが今回の人権に関する授業開設のきっかけになったということなんですけれども、落書きが書かれたことに対して、公的な機関である大学が責任を持つべきなのかどうか、という気がするんですが。というのは、やっぱり落書きというのは私的なものだと思うんですよね。それを公的なものが責任を持つということは、例えばトイレの落書の次元で言えば、落書きを一切排除していくという方向で動いていくと思うんじゃないかなという気はするんですけれど。

池田　僕はいまあなたが言われたのとほちょっとスレたところで、落書き問題というのは思うところがいくつかあるんですよね。それはね、ついさきごろ大学は時計台前の地面の敷石に書かれた落書きに対して、警察に被害届けを出しましたね、ということは事実上、警察に対して学生を引渡したわけだよね。そのように落書きなるものに対して神経質であり、管理者としての責任なるものを果たそうとする大学が、例えば便所の中であれ何であれ、人を殺す可能性を持っている差別語が落書きされた時には、それを放置するとしたら、いったいどういうことか。時計台前の落書きは人を殺すことは絶対にないですよ。だから、僕は二つの落書きを比べたときにますますそういうことを考えてしまうんだけど、でもしかしたらあなたがいま言われたことは、もっと大事な問題を含んでいるかもしれない。

落書きっていうのは、書いた人間が責任を負うべき問題だと僕も思う。僕もあんまり便所の中に落書きをする趣味はないのでね（笑）。だからその通りなんだけれど、ただ問題なのは、大学の中で差別的な落書きが出てくるということは、学生の中か、あるいは学生でないかもしれないけどね、学生の中のほんの一握りだとしても、他者を傷つけることによって自分の鬱屈した気持ちを解放するという、そういう心の動きを持ってしまっている人間が存在しているということですよね。僕は教育っていうのは万能じゃないし、大学が一人一人の学生に対して一切の責任を持つなんてことは決してありえないことだと思うけど、そのような心の動きを持ってしまう鬱屈気を大学が作り出しているとしたら、それはやはり大学の責任だと思う。そういう意味での「管理責任」はやっぱり問われるべきだと思うのね。で、それはもしかしたら、落書きとかポスターのベタ貼りとかを取り締まることによって、そういう鬱屈気を作り出しているのかもしれないし、と僕は思っているのもしれない。と僕は思っています。これはナチス時代や戦前の日本を見ればすぐわかることですね。ナチスの「第三帝国」は「清潔な帝国」と呼ばれている。いまの日本もそうだけど（笑）。管理を強化すると、管理された人間は自分の鬱屈した気持ちを、さらに困難な位置にいる人たちに対して爆発させることができないんだろうね。だから、大学の中に差別落書きがあるということは、それは大学の空気が管理的なんだということになると思うんだよね。

被差別者の主体性

――簡井康隆の断筆問題について、塩見鮮一郎の『作家と差別語』という本がでましたが、この本についてはどう思いますか。

池田　僕は塩見鮮一郎っていうのは、一番好きな作家の一人なんですよね。ファンなんです。実は友達なんだけどね。だけど、その本はあまり関心しない。

――そうですか。

池田　うんと。どう言ったらいいかな、これはさっき僕が言ったことちょっと違うので、そこのところは区別して聞いてほしいんだけど、「差別」というのはされる側の人間が差別かどうかを感じるのであって、差別する側が決めることはできない」という彼の考えは、それはそれでいい。だけど、「被差別者が差別だと感じれば、それは差別だ」ということで、問題は片付くか、というと、決してそうは思わない。これではむしろ、被差別者をおとしめることになるのではないか。被差別者の側も主体性を持っているんです。つまり、彼らはいまの現実から自分たちを解放していうのがおそましいのは、それがどんな文脈で言われようが差別されている人を傷つけるということなんだよね。これは文脈は関係ないんですよ。文脈が関係あると考えるのは、僕は思うのね。つまり、「文脈を見ればわかるんだ」というのは、やっぱり差別者の側の論理だと思うんです。それで、これについては僕自身の体験がとてもあるんです。

この大学の学生で難聴の学生がいて、彼女から抗議を受けたことがあるんです。僕があるつまらない文章の中に、「どうんぼ」という言葉を書いたのね。それはどういう文脈で書いたのかというと、その言葉を他人に投げつける男を描いて、その差別者としてのおそましさを糾弾するために書いたわけ。ところがその難聴の学生が僕に言ってくれたことは、それはダメだっていうのね。つまり、いつもうんぼうんぼと言われて育ってきた私たちには、それがどんな文脈で言われようが「どうんぼ」という言葉を聞いたとたんにもう体がすくんでしまうって。それはその通りだろうと思う。だからこそ、差別語っていうのは人を殺す力を持っているんだよね。

そのことを考えたとき、僕は今度の簡井康隆のてんかん

◀作家と差別語　塩見鮮一郎著　明石書店

の差別についてはね、やっぱり彼が間違っていると思う。ただ「文学表現の中で『てんかん』という言葉を書かなければ、実際にてんかんといわれる病気の人が存在していると思うんですよね。それからもう二つは、僕は簡井康隆がてんかんという言葉を他の作品の中でどういう風に使っているか、ずっと見ていったんです。たいがいの場合彼はその人たちをバカにするために使っているんですよ。例えば『馬の首風雲録』という長編小説の中での使い方なんか、どんな弁護も弁解も通じないくらい、ヒドイものだ。だから文脈の面からいっても、僕は簡井を全面的に擁護することはとてもできないって感じがする。ましてや、文脈というものを度外視しても、差別語の問題というのは難しいものだと思うんですね。

だから、言葉を発する人間というのは、その言葉が眠く距離っていうか範囲っていうか、そういうものにいくら敏感に身を引き締めてもまだ不十分だろうと思うんです。でも僕はポンポン言っちゃうほうなんだけれどね（笑）。

（一）

▼京都いのちの電話・チャリティーガレージセール

社会福祉法人「京都いのちの電話」は、十二年前に設立された二十四時間眠らぬダイヤルとして活動するボランティア団体です。このチャリティーガレージセールは（一）京都いのちの電話の活動を幅広く多くの方々に理解していただき、支援の輪を広げること（二）出店者相互の交流（三）ボランティア団体相互の幅広い交流、を目的として開催するものです。

日時　十月十五日（土）午前十一時～午後三時。

場所　NTT賀茂営業所ガレージ（イズミヤ高野店西）

内容　家庭内不要品、無農業野菜、手作り品、古着などいろいろ。

（出店受付は九月末まで。参加料は一区画三千円。）

連絡先　事務局（〇七五―八六四―一一三三）

▼フィリピン民族歌劇団Kaliwat――いまとどくアジアの響き

KALIWATは、一九八八年に設立されて以来、ミンダナオのシアター・ネットワークの中心として活躍している少数民族による自治的な交流を通して創造されるKALIWATの舞台は、国際的にも高い評価を受け、フィリピンを代表する劇団としてフィリピン文化センター（国の芸術・文化機関）の活動においても重要な役割を担っています。

日時　十月五日（水）開場午後六時。開演午後七時。

場所　ノートルダム女子大学ユニソン会館大ホール（地下鉄北山駅東へ五分）

入場料　一般三〇〇円・学生一八〇〇円。

問い合せ先　京都アジア文化交流センター（〇七七四―四三―八三〇）

企画　京都アジア文化交流センター

助成　国際交流基金、後援フィリピンのこどもたちの未来のための運動。

▼京都市女性会議ウィングス・フォーラム94「現在と未来――男女共参画社会へ」

日時　十月二十三日（日）午前十時～午後四時。

場所　京都市女性総合センター・ウイングス京都

基調講演　森毅（評論家）「女と男の風景」

トーク・トライアングル「男女共同参画社会へ」斎藤茂男（ジャーナリスト）・佐藤洋子（ジャーナリスト）・馬場孝逸江（同志社大学教授）

入場無料　託児・手話通訳あり。（セミナー室A・Bにて「'95世界女性会議へ――東アジア女性フォーラム」も開催。4面参照）

主催　京都市女性会議運営委員会・京都市

問い合せ先　京都市総務局総務部男女共同参画推進課（〇七五―二三二―三〇九一）

問題がすぐ解決することはないが

――でも、『作家と差別語』を読んで思ったのは、まだこれでも甘いっていうか。結局話し合いということを言っていると思うんですけれど、話し合いというまくいく、つまり例えば被差別者の思い通りの表現というものにいつも合意されるとは限らないと思うんですけど。

池田　ああ、限らないですね。絶対かぎらないよ、それは。

――要するに話し合いの結果がもの別れに終わることっていうのはコワいとある。

池田　当然ありますよね。むしろ、そのように終わらなければならないケースがすごく多いと思うし。それと、それ以前に被差別者の側からの糾弾は、問題によっては、まだまだ、ますます必要ですよね。結局話し合いというのが、文字通りの合意ということを目的とする、つまり円滿に解決するという意味ではないでしょ。それは両方が変わっていく場として言っていると思うんだよね。

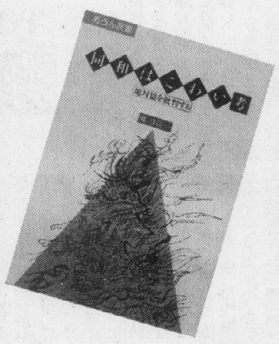

◀同和はこわい考　藤田敬一著　阿吽社

86年に政府地域改善対策協議会（地対協）の出した報告書に対する批判という形をとりながら、実は部落解放運動の中に存在する硬直性を批判することが主眼というなんともスリリングな本。『朝日ジャーナル』その他いくつかのメディアで論争を巻き起こした。

部落出身でない人間が解放運動に対してものを言うことを、「問題から超える」（金時鐘）というテーゼをもって積極的に肯定し、被差別者側に「差別か否かの定義は被差別者にしかできない」「被差別者にとって不利益なことは一切差別である」といった一方的なコミュニケーションの拒否が存在することを、解放運動にとっても不幸なものであるとして解決への道を探る。差別者・被差別者という立場・経験の絶対化を批判し、開かれた対話を通じた「共同の営みみ」としての解放運動の創出を訴える。（木）

▼作家と差別語　塩見鮮一郎著　明石書店

口笛と軍靴――天皇制ファシズムの相貌

カフェーの中で
彼らの口笛が空気を震わせた時
かすかに軍靴の音は響いていた――
１９２０，３０年代に立体的に問いかけ
僕らの時代を浮き彫りにする
現在からの＜戦前を疑う＞

京都大学新聞社編
社会評論社刊

京都大学新聞社でも2,000円（送料込 2,300円）で販売しています。問いあわせは当社まで。

秋のNEW!!（11月10日まで）
食欲の秋にうれしい松茸入り!!
きのこちゃんこ 1980円（1人前）
味で勝負の ちゃんこ 恵那櫻
★女性のみのグループには、フルーツサービス中!!
全室個案 無料カラオケのある 京阪三条店 ダイハンサンショウ
京阪三条駅東へ200m南へ10m
0120-4-05483
掘りコタツ式個室 本格土俵のある。 一乗寺店
北大路白川東入ル2筋目下ル
0120-3-05483

むなしい特権性を身にまとう人々の円環

書評「120%CoooL」山田詠美

文芸総合誌STURM編集委員
武田　将明

一九九四年の三月に出た短編集。ただしもっから二冊にまとめる意図で書かれたものではないのは巻末の『群像』から『野生時代』におよぶ初出誌一覧からあきらかである。すでに他社の本単本に収録されたものもはいっているのには驚く。さいごの、標題作である「120%COOOL」のみ書き下ろし。このような作品集をほめることはとして「ヴァラエティに富んだ」といういいかたがあるが、たしかにヴァラエティには富んでいる。幻想あり、「ロマンン」あり、ドラッグあり、セクハラあり、ニューヨークの「俗悪な友情」あり、などなど。そして、そこが私にはひっかかる。たとえば、つぎの文章。

A　まったく、ふてえ野郎だ、と春美は呟いた。

B　せめて、ぼくは、おいしい料理ぐらい作れなくちゃお天道さまに申し訳がたたないよ。

C　いっかすっ～の領域を越えて、いいかげんにしろよの域に入りとお程遠なのである。

A、Bは「彼女の等式」から引いた。これらから、この作品集のヴァラエティーというものの質があきらかになる。意匠のゆたかさの底におとんでいるものへの裂け目がほのみえる。それは文字通り、ことばのうえでの亀裂をつくっている。指摘するまでもなく、「ふてえ野郎だ」ということばの直後に「呟く」という近代日本小説の伝統に忠実な漢字かなまじりの表現がつづいているところ、また、「いっかすっ～の領域」というとりあわせの奇妙さもさることながら、そのあとに「気障」とあえてこれまた伝統的な響りかたが出現しているところなど、まさにそうである。それにくらべるとBは着過しがちだが、こんなところでさりげなく、「お天道さま」というなつかしいことばがさしこまれていたりする。（ちなみに、これは春美の夫が口にする台詞で、このあと春美は「お天道さまが何さまのもんだい」と応える。）登場人物の台詞からとったBはともかく、Aとは筆者と登場人物とのことばが一つの文章にくみあわされたがゆえに生じた不都合である。「彼女の等式」と「ガリレオの餌」ともに語り手は三人称（固有名）ではあれ、これを見たかぎりでは、「私」を語り手とする作品を検証すれば、筆者の語彙は同世代の作家にくらべて古風なニュアンスのものがおおいのに気づく。（例　口吻、不埒、怪奇、精神の豪…）ただし、これらのことはにはいていルビがしっかりふられている。「純文学的」要素を保持しつつも、文芸雑誌でしか名前をしられていないような人気も野心も欠けた作家たちにはない、ある種の目配りがなされている。目配りというならば、本書はほとんどそれだけでなりたっているようなものではないだろうか。つぎつぎに出てくるトピックがどれも書斎の机上からは茶の間のブラウン管にこそふさわしい、「大衆的」であり「アクチュアル」でもあるようなものばかりである。そして、これらがなされているのかさえうたがわしい。彼女らは食あたりをおこしたりはしない、そもそもそれだけの食べ物や酒の名前がありながらその食感はほとんど表現されていない。それどころか口をついてでるのは「おいしい」というもっともありふれたことばばかりで、三十四ページの「すっぽんのおつゆも体に染みわたる程だったし、なんたってこの冷たいお酒、するすると喉を通って行く。」という唯一の描写としても、むしろ食物と体の平滑な連続性が示唆されているのかもしれない。

書物に似ているのではないか。咀嚼や消化、排泄のことなど考えずさまざまなものを「する」ことというれば、それが魅力をつくり、恋愛関係の「する」ことというれば、それが魅力をつくり、恋愛関係の「する」ことというれば、それが魅力をつくり、恋愛関係の